

佐賀空港医療資器材搬送車運用要領

佐賀空港消防業務（以下「業務」という。）における医療資器材搬送車（以下「搬送車」という。）の運用は、次の事項に基づいて運用するものとする。

第1条 運用の目的

佐賀空港及びその周辺で緊急事態が発生した場合、又は発生の恐れがある場合、佐賀空港事務所長が行う消火救難、救急医療活動の迅速かつ的確な遂行を図ることを目的とする。

第2条 搬送車出動の対象範囲

搬送車出動の対象範囲は、次のとおりとする。

- (1) 佐賀空港内において、化学消防車の第2種出動又は第3種出動の事案が発生した場合
- (2) 佐賀空港外の情報圏内において、航空機事故が発生した場合
- (3) その他、佐賀空港事務所長から出動の命令があった場合

第3条 出動基本事項

出動基本事項は、次のとおりとする。

- (1) 出動は化学消防車の緊急出動に付随する、若しくはクラッシュホン又は佐賀空港事務所の指示のより出動する。
- (2) 運転は、業務に従事している佐賀空港消防隊員（以下「隊員」という。）が行い、出動時は防火衣を着用する。
- (3) 搬送車停車位置は、トリアージにおける救護所負傷者搬送地区になるため、現場状況、風向風速等を考慮し停車し、車止めする。
- (4) 搬送車停車後は、直ちに搭乗者集結地区の設置を行う。また、トラック両側のドアを開放する。
- (5) 車載無線は「サガクワカサ10」とし、チャンネルは「1」、高出力を維持し、空港事務所と常に連絡可能な状態を維持する。また、現状報告等の連絡を行う。

第4条 空港内出動時の留意点

空港内出動時の留意点は次のとおりとする。

- (1) 隊員は運転・搭乗者集結地区設置を行う者1名で出動する。
- (2) 搭乗者集結地区設置の際は、赤色回転灯・旗等を設置し、搭乗者にすぐわかるよう設置する。
- (3) 搭乗者集結地区設置後は、トリアージ地区等設置指揮を行うため集合する佐賀空港事務所職員を補佐し、消火救難協力隊と共に30分以内を目標にトリアージ地区等の設置を行う。
- (4) 必要に応じて、化学消防車と連絡を取り、佐賀空港事務所へ状況報告を行う。
- (5) 安全に留意し二次災害等を防止する。

第5条 空港外出動時の留意点

佐賀空港医療資器材搬送車運用要領

空港外出動時の留意点は次のとおりとする。

- (1) 運転する隊員に加え、補助の隊員1名、現場確認・連絡担当にあたる佐賀空港事務所職員1名を同乗させ計3名体制で出動する。
- (2) 緊急車両登録はしていないので、法令を順守し走行する。
- (3) 車載無線を利用し走行状況・現場状況等の連絡を密に行う。
- (4) 車載無線が利用できない場合は、携帯電話等を利用し連絡を密に行う。
- (5) 安全に留意し二次災害等を防止する。
- (6) 搬送車運転時、事故を起こした場合又は事故に巻き込まれた場合は、直ちに警察等に連絡すると共に、佐賀空港事務所へ連絡する。

第6条 搬送車・搭載器材等維持管理の留意点

搬送車・搭載器材等維持管理の留意点は次のとおりとする。

- (1) 隊員は車両の点検を毎日行い、点検結果について点検簿（様式3）を作成し報告する。
- (2) 隊員は搭載器材等の点検を佐賀空港消防業務実施仕様書に基づき行い、点検結果について報告する。
- (3) 車両に異常があった場合は直ちに佐賀空港事務所に報告する。
- (4) 搭載器材等に異常があった場合、又は搭載薬品等の使用期限が迫っている場合は直ちに空港事務所に報告する。
- (5) 訓練で使用したものについて、使用后不具合が発生した場合、直ちに佐賀空港事務所に報告する。

第7条 搬送車を利用した訓練

搬送車を利用した訓練は次のとおりとする。

- (1) 空港内での訓練については下記のとおり実施する。
 - ① 隊員はエアテント・搭載器材等の取り扱いについて熟知するために、定期的に取り扱い訓練を実施する。
 - ② 隊員はエアテント・搭載器材等の取り扱いについて佐賀空港事務所職員、消火救難協力隊に対し指導するための訓練実施について空港事務所と協議する。
 - ③ 空港内での走行訓練は関連する規則を厳守し走行する。
 - ④ 搬送車の動きを中心とした図上訓練を定期的に行う。
 - ⑤ 隊員は佐賀空港事務所が実施する総合訓練等に参加する。
- (2) 空港外での訓練については下記のとおり実施する。
 - ① 隊員は海上事故発生時に搬送車が配置される、戸ヶ里漁港・広江漁港までの走行ルートの確認・慣熟訓練を行う。
 - ② 隊員は上記訓練で搬送車を走行させる場合、事前に佐賀空港事務所に連絡するものとし、法令を順守し走行させるものとする。事故を起こした場合又は事故に巻き込まれた場合は、直ちに警察等に連絡すると共に、佐賀空港事務所へ連絡する。
 - ③ 搬送車の動きを中心とした図上訓練を定期的に行う。
 - ④ 隊員は佐賀空港事務所が実施する総合訓練等に参加する。

佐賀空港医療資器材搬送車運用要領

第8条 その他

- (1) 隊員が空港外での走行訓練について搬送車を利用する場合は、民間車両との事故に対する処理要領を作成し、内容について、佐賀空港事務所及び業務受託者双方の了承を得た後でなければならない。
- (2) 搬送車の年点検、車検等は佐賀空港事務所の計画により行う。
- (3) その他、業務受託者が運用内容について質疑等が生じた場合、佐賀空港事務所と協議する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。